

令和 8 年度仁淀川町公共交通利便増進実施計画策定及び路線再編実施事業業務委託 に係る公募型プロポーザル募集要領

1. 趣旨

本要領は、仁淀川町公共交通利便増進実施計画策定及び路線再編実施事業業務委託に係る受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度仁淀川町公共交通利便増進実施計画策定及び路線再編実施事業業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 8 年度仁淀川町公共交通利便増進実施計画策定及び路線再編実施事業業務委託仕様書」のとおり
ただし、契約時の仕様書は、契約の相手側となる者の企画提案内容に応じて変更する場合がある。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3. 見積限度額

3,600,000 円（消費財及び地方消費税を含む。）

※ただし、旅費・謝金は含まない。

4. 予定スケジュール

実施内容	実施期間
(1) 募集開始	令和 8 年 8 月 7 日（金）
(2) 質疑書の提出期限	令和 8 年 8 月 14 日（金）17:00
(3) 質疑に対する回答期限	令和 8 年 8 月 17 日（月）
(4) 参加申込及び資格確認書類提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）17:00
(5) 企画提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 25 日（火）正午
(6) プレゼンテーション及び審査	令和 8 年 8 月 26 日（水）
(7) 審査結果通知	令和 8 年 8 月 28 日（金）

※日時に変更が生じた場合は、改めて通知する。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 提案した事業内容を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。

- (2) 仁淀川町における「令和8年度入札参加資格者名簿（物品・製造、役務の提供）」に登録されている者であること。ただし、登録されていない者については、「令和7・8年度仁淀川町競争入札参加資格審査申請書提出要領（物品・製造、役務の提供）」「4. 提出書類」(2)～(7)を提出すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 仁淀川町物品購入等指名停止措置要綱（平成30年仁淀川町告示第88号）に基づき指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 仁淀川町暴力団排除条例（平成23年仁淀川町条例第3号）第6条に規定する排除措置対象者に該当する者でないこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出方法

参加者は、公募型プロポーザル参加申込書1部（様式第1号）、業務実績調書1部（様式第2号）及び会社概要（パンフレット等で可）を持参、又は郵送（書留郵便、または配達証明に限る。）により提出すること。

(2) 提出期限

令和8年8月21日（金）17時まで

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質疑書（様式第3号）により、電子メールで提出すること。電子メールの件名を「仁淀川町公共交通利便増進実施計画策定及び路線再編実施事業業務委託に係る質問（事業者名）」とすること。電話及び直接来庁による質疑には応じない。提出した場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、仁淀川町役場企画振興課（以下「企画振興課」という。）で受信したことを確認すること。

(2) 提出期限

令和8年8月14日（金）17時まで

(3) 回答方法

令和8年8月17日（月）までに仁淀川町役場ホームページの当該プロポーザルの欄に随時公開する。ただし、質問者名は公表しない。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

書類名称	規格及び制限枚数	記載内容	提出部数
企画提案書	縦 A 4 サイズ (A 3 サイズ折込可)、 表裏 20 頁以内 (表紙含む)	「9. 企画提案の内容」に示すとおり。	正本 1 部 (社名等記載) 副本 6 部 (社名等不記載)
業務工程表	A 4 サイズ (A 3 サイズ折込可)	様式は任意とする。	正本 1 部 (社名等記載) 副本 6 部 (社名等不記載)
参考見積書	A 4 サイズ	様式は任意とし、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。 旅費・謝金は含めないこと。	正本 1 部 (社名等記載) 副本 6 部 (社名等不記載)

(2) 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、または配達証明に限る。）により提出期限までに提出すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 8 月 25 日（火）正午まで（必着）

(4) その他

企画提案書の提出は 1 参加者につき 1 案とする。

9. 企画提案の内容

(1) 業務の実施方針

企画提案の全体概要や委託業務の実施方針において留意すべき事項について記載すること。また、提案内容全般に係るアピール点（事業効果を高めるための工夫や独自提案等）があれば記載すること。

(2) 業務の実施フロー、工程表、実施体制

業務の実施フロー、工程表、実施体制を記載すること。

(3) 業務内容に関する技術提案

仕様書の内容を踏まえ、業務内容に関する技術提案を記載すること。また、目標達成のために実施したい独自提案があれば記載すること。

(4) 地域公共交通に対する精通度

過去 5 か年程度において、地域公共交通計画の策定や地域公共交通に関する調査研究の実績など、提案を行う法人および担当者において、地域公共交通の現状分析や課題解決策

に対する精通度を示す事項があれば記載すること。

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出書類及びプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に、仁淀川町公共交通利便増進実施計画策定及び路線再編実施事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において以下のとおり実施する。

（１）実施日

令和８年８月２６日（水）（※予定）

（２）プレゼンテーション参加人数及び時間

プレゼンテーション参加人数は３人までとし、実務を担当する予定の者は、必ず参加しなければならない。プレゼンテーションの時間は、１参加者あたり、概ね３０分（説明２０分、質疑応答１０分）程度とする。ただし、参加者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

（３）プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションに必要なプロジェクターとスクリーンの機材については、事務局で用意するが、その他の機材については、必要に応じて参加者が用意すること。

（４）評価方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第１位の順位を獲得した者を「候補者」に、２番目に多く第１位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第１位の順位を獲得した者が同数の場合は、第２位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第１位、第２位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。参加資格者が１者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の６割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と仁淀川町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第１６７条の６第１項第２号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、７日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて仁淀川町と交渉を行うことができるものとする。

（５）審査結果

審査結果は、全参加者に対して令和８年８月２８日（金）（※予定）に郵送にて通知する。なお、審査結果に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する不服申立てについても受け付けない。

11. 審査基準及び配点

本プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査を行う。

審査項目	審査内容	配点
企画提案	本町の現状や課題を的確にとらえ、効果的な事業検討に繋がるような分析が期待できる提案になっているか。	50
業務遂行	作業スケジュールに無理がなく、本業務の目的と内容に沿った実施可能な提案となっているか。	10
	主担当者は、本業務に必要な知識や業務執行能力を有し、本業務に生かすことが期待できるか。	15
業務実績	過去5か年程度の業務実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。	15
見積金額	妥当な提案価格か。	10
合計		100

※基準点は60点とする。

12. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参考見積金額が見積限度額を上回る場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、仁淀川町が不当な要求や不正行為があったと認めた場合

13. 契約

企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は、協議の上で決定する。なお、契約候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

14. 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、仁淀川町が必要と認める場合には、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15. その他

- (1) 提出期限以降における書類の追加、修正、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。ただし、提出書類を参加者に無断で他の業務に使用しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用など、必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局あてに通知すること。
- (5) 仁淀川町情報公開条例（平成 17 年仁淀川町条例第 11 号）第 6 条の規定による開示請求があった場合は、本プロポーザルに関する全ての文書（作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により表記すること。なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響の及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (6) 本プロポーザルの日程等は、都合により変更する場合がある。

16. 書類の提出先及び問合せ先

仁淀川町役場 企画振興課（担当：西村）

〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

TEL：0889-35-1082 FAX：0889-35-0571

Mail：kikaku@town.niyodogawa.lg.jp